

町営住宅募集について

箱根町福祉部福祉課地域福祉係 ☎0460-85-7790

《町営住宅一覧》

住宅名	所在地	戸数	建設年度	備考
湯本(1,2種)	湯本 850	20	昭和41年	※今後募集しません
前田(A,B棟)	湯本 162	28	昭和57年	世帯用
小涌谷(A,B棟)	小涌谷 439	24	昭和55年	世帯用(B棟のみ単身可)
上河原(A~D棟)	宮城野 904	20	昭和43年	※今後募集しません
上河原(E~J棟)	宮城野 904	20	昭和45年	※今後募集しません
宮城野(A,B棟)	宮城野 426	32	昭和52年	世帯用(単身可)
第2上河原	宮城野 890-1	25	平成10年	世帯用15戸、単身用10戸
仙石原(A,B棟)	仙石原 533	24	昭和50年	世帯用(単身可)
仙石原(C,D棟)	仙石原 533	28	昭和61年	世帯用

※現在 221 戸（募集対象は 161 戸）の町営住宅があります。例年 2 回（6 月と 12 月）入居者を募集しており、そのつど町ホームページと広報はこねでお知らせしています。

※部屋の空き状況などにより募集する住宅を決定するため、例年どおり募集をしない場合もございます。また、6 月と 12 月以外にも臨時で募集をする場合もございます。

※建物の構造は、すべて非木造です。

※元箱根町営住宅は、令和 2 年 9 月末をもって廃止・解体しました。

※募集の締め切り後、入居申込者の方達に募集住宅の見学会を行っていますが、一般の方への見学会は行っていません。

※小涌谷町営住宅と第 2 上河原町営住宅のみ、駐車場がございます。（使用できるかは入居時の空き状況によります。）

《申し込み資格（概要）》

- ・住宅にたいへん困っていること（収入に比べ家賃が高すぎる、部屋が狭すぎるなど）
- ・箱根町内に住所または勤務場所があること
- ・本町に納付すべき町税などに滞納がないこと（※未申告や分割納付、延滞金も同様）
- ・夫婦または親子を主体とした家族であること（※条件により単身入居も可）
- ・世帯全員の収入が一定の基準内にあること（※申込時に所得を証明できる書類が必要）
- ・連帯保証人になってくれる方がいること（※国内の現住所に 1 年以上居住している方）

など

町営住宅を希望される方へ

町営住宅は、民間住宅とは異なり、入居に際して公営住宅法、箱根町町営住宅条例などにより収入基準をはじめとする、さまざまな規定が設けられています。申込みにあたっては、この「町営住宅募集について」をよくお読みになっただうえでお申込みください。

町営住宅募集のしおり もくじ

1	申込先	1 頁
2	申し込み資格について	1 頁
3	申し込みに必要な書類について	3 頁
4	申し込みから入居までのスケジュールについて	3 頁
5	入居手続きについて	3 頁
6	入居の注意事項	3 頁
7	収入基準とは？	
	収入基準の計算方法について	4 頁
8	裁量階層とは？	7 頁
9	各住宅の所在地について	8 頁
	収入基準を計算してみましよう	9 頁
	申込に必要な所得証明書類	10 頁
	住宅の間取り、家賃等	12、13 頁
	各住宅案内図	14、15 頁
	入居申込書等記入例	16 頁

1 申込先

申込書等、必要な書類を受付期間中に次の場所に申込者が持参してください。

※ 郵送での申込みはできません。

※ 申込時に面接（1時間程度）を行わせていただきますのでご承知おきください。

(1) 福祉課（役場本庁舎 2 階） ☎0460-85-7790

※ 福祉課では期間中、予約制で受け付けします。事前に来庁日時を必ずご連絡ください。

（8時30分～16時00分（土・日・祝日は除く））

(2) 総合保健福祉センター「さくら館」（1 階 問診・検査室）

※ さくら館では次の日時のみ、各回 1 組の予約制で受け付けをします。前日までに役場福祉課まで必ずご連絡ください。予約がない場合は、さくら館での受け付けは中止となりますので、あらかじめご了承ください。

- ・ 受付期間中指定日 9時・10時・11時（3回）※先着順
- ・ 受付期間中指定日 14時・15時・16時（3回）※先着順

2 申し込み資格について

町営住宅は、住宅に困っている方のために建てられたものです。以下の申込資格のすべてに該当する方が申し込みできます。

(1) 箱根町内に住所又は勤務場所があること。

(2) 本町に納付すべき町税等(国民健康保険料等含む)に滞納がないこと。

(3) 夫婦(婚約者、内縁関係にあるものを含む)又は親子を主体とした家族であること。

(注1) 結婚予定の方は婚約の証明書（任意様式）の提出が必要になります。

(注2) 兄弟姉妹（両親死亡の場合を除きます。）だけの申込や、両親のうち片方だけと同居するなど、家族を不自然に分割しての申込はできません。

(注3) 内縁関係にあるものとは、戸籍上配偶者がなく、住民票に「未届けの妻」又は「未届けの夫」とある方です。

※ 次に該当する場合は単身でのお申し込みが可能です。（単身者用の住宅のみ申し込み可能です）

ア 申込の時点で60歳以上の方。ただし、募集する年の4月1日において、59歳以上であった方も、申し込むことができます。

イ 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障がいのある方。

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障がいの程度が1級から3級の方、並びにA1・A2・B1・B2の判定を受けた知的障がいのある方。

エ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の特別項症から第6項症までの方と第1款症の障がいのある方。

オ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により厚生労働大臣の認定を受

けている方。

カ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者等。

キ 生活保護を現に受けている方。または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方、及び法改正前から支援給付の対象となっていた特定中国残留邦人等の配偶者の方。

ク 中国残留邦人等の永住帰国者であって、本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方で、厚生労働省社会援護局長の発行する永住帰国者証明書を有する方。永住帰国者には配偶者及び二世等は含みません。

ケ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者の方で次のいずれかに当てはまる方。

- ・ 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護又は婦人保護施設において保護を受けてから5年を経過していない方。
- ・ 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方。

(4) 現在、次のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。

ア 住宅用でない建物に住んでいる。

イ 他の世帯と同居していて著しく生活上の不便を受けている。(例：炊事場や便所を共同使用)

ウ 世帯の構成上、住宅が狭い。(1人あたり4畳以下)

エ 住宅がないために、親族(婚約者を含む)と同居ができない。

オ 正当な理由により家主から立退き要求を受けている。(自己の責任により立退き要求を受けている場合は除きます。)

カ 通勤に片道2時間以上かかる。(乗り換え時間は10分として計算)

キ 収入に比べ家賃が高すぎる。

(5) 法律で定められている収入基準(※)にあたっていること。(世帯全員の収入)

	対象の世帯	収入の基準
町営住宅の申込資格	原則階層	月収 158,000 円以下
	裁量階層	月収 214,000 円以下

※ 収入基準、裁量階層、月収額の算定方法については 4~8 ページを参照してください。

(6) 申込者(同居者を含む)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。

3 申し込みに必要な書類について

- (1) 町営住宅入居申込書
- (2) 世帯全員の住民票（世帯主、続柄、本籍の表示されたもの。）
- (3) 募集する年の前年の所得が証明できる書類（確定申告書、源泉徴収票、給与証明等）※ 勤務した日などにより提出いただく書類が変わります。詳しくは10ページの「申し込みに必要な所得証明書類」でご確認ください。
- (4) その他、各種控除や裁量階層を証明する書類（家賃証明書類、身体障害者手帳のコピー等）

（注意事項）

入居しようとする親族の中に所得の証明を受けられない方や扶養関係が証明できない方がいる場合は申し込みできません。

4 申し込みから入居までのスケジュールについて

- (1) 申込者数が募集戸数を超えた場合は、町営住宅入居者選考委員会により入居者を決定する場合がございます。
- (2) 申込期間終了後に、町から依頼された担当地区の民生委員が、住宅困窮理由等の確認のためご連絡させていただくことがありますのでご承知おきください。
- (3) 入居の可否については、募集月の2か月後上旬頃に郵送にて通知します。
- (4) 入居が決定した方の入居可能時期は、募集月の2か月後下旬以降の予定です。（各種手続き終了後になります。入居予定住宅の補修工事の進捗状況により、入居が多少遅れることがあります。）

5 入居手続きについて

入居が決定した場合、次の手続きが必要となります。

- (1) 入居請書（入居者、連帯保証人1名の署名押印（認印可）が必要）、連帯保証人の資格申告書、連帯保証人の住民票抄本の提出
※ 署名は、必ず入居者、連帯保証人それぞれの直筆でお願いします。
※ 連帯保証人については、入居者と同程度以上の収入があり、国内の現住所に1年以上居住している方です。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は破産者の方は、連帯保証人になることはできません。
- (2) 敷金の納付（決定した家賃の3か月分）

6 入居の注意事項

- (1) 風呂釜、風呂桶の設置は入居者の負担となります。
（※前田、仙石原CD、第2上河原は有）
- (2) 駐車場はありません。民間駐車場をご自分で確保してください。

(※小涌谷、第2上河原は駐車場がありますが、使用できるかは入居時の空き状況によります。)

- (3) 町営住宅では犬、猫、にわとり、鳩などの動物の持込み及び飼うことを禁止しています。
- (4) 外灯、共同水道、集会所、給水ポンプなどの電気、水道料金等は団地自治会（入居者）負担になります。各団地自治会において金額が決定されます。（月額およそ2～4千円程度）
- (5) 退去時には畳表の取替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替えなどを退去者負担でしていただきます。
※ 畳表の取替え、ふすまの張替えは入居の期間にかかわらず行っていただきます。
- (6) 入居後、毎年行う収入額の調査結果に基づき、毎年の家賃が決定します。
- (7) 入居してから3年を経過した後に収入基準（月収額）を越えるときは、住宅の明渡しの努力義務が生じます。また、収入額の調査において「高額所得者」に該当する収入があると認められるときは、一定の期間を定め、住宅の明渡し請求をします。

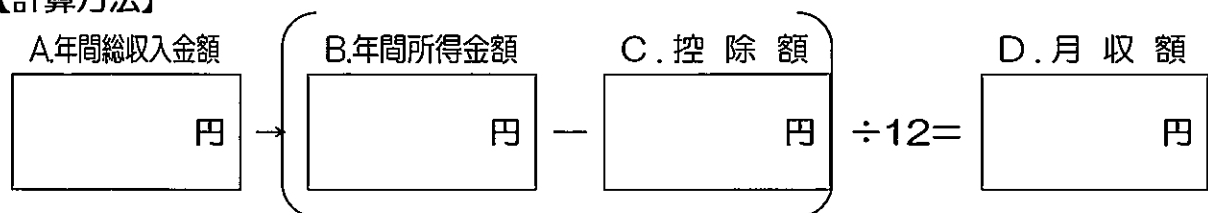
7 収入基準とは？

町営住宅の入居収入基準は、世帯全員の1年間の総所得金額を個別に計算し、合算した上、あてはまる控除額をすべて差し引いた残りの金額を12で割った額です。

	対象の世帯	収入の基準
町営住宅の申込資格	原則階層	月収 158,000 円以下
	裁量階層	月収 214,000 円以下

～ 収入基準の計算方法について ～

【計算方法】



A 年間総収入金額とは？

- ア 給与所得の方 給料、賃金、ボーナスなどの年間総収入
- イ 年金所得の方 厚生年金、国民年金などの年間総収入 法律により非課税とされている障害年金、遺族年金などについては所得金額0円となります。
- ウ その他所得の方 自営業者の事業所得など年間総収入

※ 生活保護の各種扶助料、失業給付金、遺族年金、障害年金、福祉給付金は所得金額 0 円です。

B 年間所得金額とは？

Aの年間総収入金額を次にあてはめ、所得金額を計算します。

ア 給与所得の方

年間総収入額	年間給与所得金額	
551,000 円未満	所得は0円	
551,000 円以上 1,619,000 円未満	年間総収入額金額 - 550,000 円—※最大 10 万円	
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	1,069,000 円 -10 万円	
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	1,070,000 円 -10 万円	
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	1,072,000 円 -10 万円	
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	1,074,000 円 -10 万円	
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	年間総収入金額を 4,000 で割り、その答えの 1 円未満を切り捨てた後 4,000 を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。	
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満		A×0.6+100,000円-10万円
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満		A×0.7-80,000円-10万円
6,600,000 円以上 10,000,000 円未満	A×0.8-440,000円-10万円	
6,600,000 円以上 10,000,000 円未満	年間総収入額×0.9-1,100,000円-10万円	

※計算した金額が 10 万円未満の場合は、その額になります。（所得税法の改正に伴う基礎控除額）

【例 1：年間総収入金額が 2,994,000 円のサラリーマンの場合】

上記表の「1,800,000 円以上 3,600,000 円未満」に該当

→ $2,994,000 \text{円} \div 4,000 = 748.5 \text{円}$ → $748 \text{円} \times 4,000 = 2,992,000 \text{円}$

→ $2,992,000 \text{円} \times 0.7 = 2,094,400 \text{円}$

→ $2,094,400 \text{円} - 80,000 \text{円} - 10 \text{万円} = \underline{1,914,400 \text{円}} \text{ (年間所得額)}$

イ 年金所得の方

受給者の年齢	公的年金の年間総収入金額	年金所得金額の計算
65 歳 以上の方	1,100,000 円まで	所得は0円
	1,100,001 円から 3,299,999 円まで	(年金の総収入額)-1,100,000円—※最大 10 万円
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	(年金の総収入額)×0.75-275,000円-10万円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(年金の総収入額)×0.85-685,000円-10万円
65 歳 未満の方	600,000 円まで	所得は0円
	600,001 円から 1,299,999 円まで	(年金の総収入額)-600,000円—※最大 10 万円
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	(年金の総収入額)×0.75-275,000円-10万円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(年金の総収入額)×0.85-685,000円-10万円

※計算した金額が 10 万円未満の場合は、その額になります。（所得税法の改正に伴う基礎控除額）

【例 2：年齢 65 歳で、年間の年金総額が 2,500,000 円の場合】

上記表の「65 歳以上の方、1,100,001 円から 3,299,999 円まで」に該当

→ 2,500,000 円 - 1,100,000 円 - 10 万円

= 1,300,000 円 (年間所得額)

ウ その他所得の方

自営業の方など、年間総収入（売上）額から必要経費を引いた額が所得金額となります。

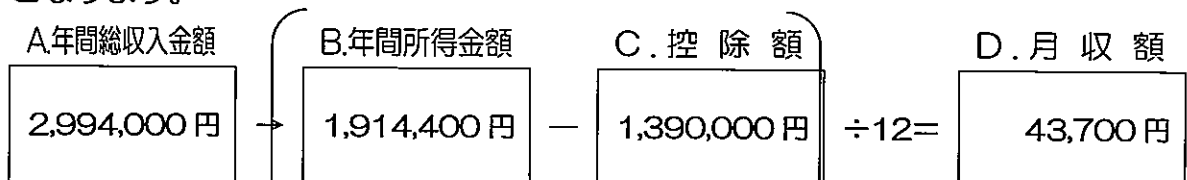
Ｃ 控除額とは？（親族控除の同居者を除き、税控除として認められている場合に限ります。）

控除区分	内 容	控除できる額
親族控除	同居者及び同居しない被扶養者	1 人につき 38 万円
老人扶養親族	70 歳以上の扶養親族・老人扶養配偶者	1 人につき 10 万円
特定扶養親族	16 歳以上 23 歳未満の扶養親族の方(除く妻等)	1 人につき 25 万円
障がい者	特別障がい者以外	1 人につき 27 万円
特別障がい者	1～2 級の身体障がい者、重度の知的、精神障がい者	1 人につき 40 万円
寡婦	夫と死別もしくは離婚（所得金額 500 万円以下）	1 人につき 27 万円
ひとり親	生計を一にする子を有する単身者（所得金額 500 万円以下）	1 人につき 35 万円

【例 1 のサラリーマンの場合で、家族構成が、申込者本人、妻（専業主婦）、子 2 人（17 歳、14 歳）の場合】

- ・ 親族控除 → 申込者本人を除く人数 3 人 × 38 万円 = 114 万円
 - ・ 特定扶養親族控除 → 1 人 × 25 万円 = 25 万円
- 控 除 合 計 139 万円

例 1 で計算した年間所得額、1,914,400 円から控除合計 1,390,000 円を引いた額、524,400 円を 12 で割ると 43,700 円。この 43,700 円が月収額となります。



この月収額を次の表にあてはめ、所得階層を確認してください。

区分	階層A	階層B	階層C	階層D	階層E (裁量)	階層F (裁量)
月収額	0 ～104千円	104千円超 ～123千円	123千円超 ～139千円	139千円超 ～158千円	158千円超 ～186千円	186千円超 ～214千円

(参考) 入居収入基準早見表

入居収入基準(月収額)を実際の年間収入額にあらわすと次のとおりとなります。ただし、この早見表は入居しようとする家族の中に収入のある方が1人の場合のだいたいの目安です。

給与収入の場合(収入のある方が1人で、給与収入のみの場合)

世帯数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
原則階層	～2,967,999 円	～3,511,999 円	～3,995,999 円	～4,471,999 円	～4,947,999 円
裁量階層	～3,927,999 円	～4,363,999 円	～4,835,999 円	～5,311,999 円	～5,787,999 円

事業所得の場合(収入のある方が1人で、事業所得のみの場合)

世帯数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
原則階層	～1,896,011 円	～2,276,011 円	～2,656,011 円	～3,036,011 円	～3,416,011 円
裁量階層	～2,568,011 円	～2,948,011 円	～3,328,011 円	～3,708,011 円	～4,088,011 円

8 裁量階層とは？

下記に該当する世帯は裁量階層対象となり、収入基準の限度が月収21万4千円までとなります。

(1) 高齢者世帯

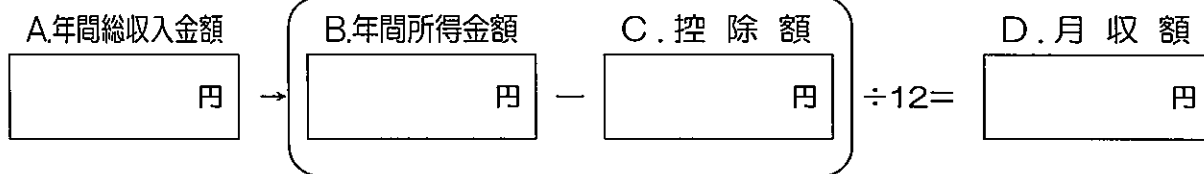
申込者が60歳以上であり、かつ、同居しようとする親族の方全員が「18歳未満又は60歳以上」である場合。ただし、募集する年の4月1日において、59歳以上であった方は、60歳以上とみなします。

(2) 障がい者世帯

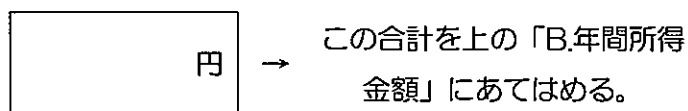
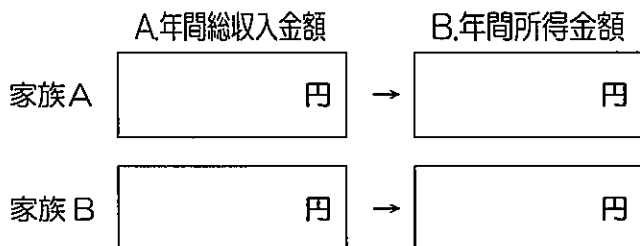
申込者または同居しようとする親族のどなたかが障がい者(以下の条件に該当する場合)である場合。

- 身体障がい者手帳の交付を受けている1級から4級までの身体障がい者の方。

～ 収入基準を計算してみましょう ～



※家族の収入が2人以上の場合、それぞれの所得金額を計算し、合計してください。



※ 控除額の計算（親族控除以外は税控除として認められている場合に限りです）

控除区分	内 容	控除できる額	人数(人)	控 除 額 (円) 【控除できる額×人数】
親族控除	同居者及び同居しない扶養親族	1人につき 38万円		
老人扶養親族	70歳以上の扶養親族・老人扶養配偶者	1人につき 10万円		
特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族の方(除く妻等)	1人につき 25万円		
障がい者	特別障害者以外	1人につき 27万円		
特別障がい者	1～2級の身体障がい者、重度の知的、精神障がい者	1人につき 40万円		
寡婦	夫と死別もしくは離婚(所得金額500万円以下)	1人につき 27万円		
ひとり親	生計を一にする子を有する単身者(所得金額500万円以下)	1人につき 35万円		
			控除合計	

※この合計を上「C.控除額」にあてはめる。

申込に必要な所得証明書類

町営住宅の申込には、申込書のほか、世帯全員の収入を証明する書類が必要です。以下の表をご覧のうえ、該当する書類については、それぞれの当てはまる書類を全て提出してください。

あなたの所得形態は？	給与所得がある	必要な証明書類	前年分の源泉徴収票（下記②）	給与支払証明（下記③）	採用証明（下記④）
		内容			
		前年1月1日以前から引き続き現在の会社に勤務している方	○		
		前年1月2日以降から現在の会社に勤務している方	○	○	
		申し込む月から勤務された方			○
	事業所得がある（自営・日雇い等）	必要な証明書類	前年分の確定申告書のコピー（下記①）		
		内容			
		事業所得者の方		○	
		日雇いの方		○	
	年金所得がある	必要な証明書類	前年分の年金証書・支払通知書のコピー（下記⑤）		
内容					
	国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、恩給、各種共済年金を受けている方		○		

※給与所得・年金収入・事業所得を重複して受け取っている方は、該当する書類を全て提出してください。

証明書類の説明

- ①前年分確定申告書（控）のコピー ⇒今年確定申告された方はその申告書（控）のコピーを提出してください。
- ②前年分源泉徴収票 ⇒勤務している会社などが発行します。ただし、代表者印がないもの、コピーしたものは、入居決定後原本を提出していただきます。
- ③給与支払証明 ⇒入居申込書の別紙1 給与所得者用に勤務先の証明を受けてください。
- ④採用証明 ⇒この「しおり」の末尾の「採用証明」を利用するなどして、勤務先の証明を受けてください。
- ⑤年金証書・支払通知書のコピー ⇒①社会保険庁で発行する前年分公的年金等の源泉徴収票（がき） ②各種共済組合の送金案内書 ③各種年金証書
- ⑥雇用保険受給資格者証のコピー ⇒公共職業安定所で発行する受給資格者証

※ 無職無収入の方がいる場合、次の書類が必要です。
 (源泉徴収票などで扶養されていることが明らかな場合は必要ありません。)

同居しようとする方に無職・無収入の方がいる場合

必要な証明書類 内容	労災保険、 休業補償、 年金証書ま たは支払通 知書のコピー 下記⑤⑩参照	離職票又 は雇用保 険受給資 格者証の コピー 下記⑥⑦参照	退職証明 書 下記⑧参照	生活保護 受給証明 書 下記⑨参照	非課税 証明書 下記⑩参照
労災保険、休業補償、遺族年金、障害年金、障害手当金をうけている方	○				
失業中で雇用保険を受けている方		○			
失業中で雇用保険に入っていない方			○		
生活保護を受けている方				○	
仕送りを受けている方 婚約中で無職の方	○ (年金を受けている方のみ必要)	○ (雇用保険を受けている方のみ必要)	○ (最近会社を退職した方のみ必要)	○ (生活保護を受けている方のみ必要)	○
最近退職し、結婚したばかりで控除対象配偶者となっていない方		○	○		
(注意) 上記書類のそろわない方で健康保険が他の方の被扶養者となっている場合、健康保険証の被扶養者欄のコピーを添付してください。					

⑦離職票のコピー

⇒退職した会社で発行するもの。

⑧退職証明書

⇒退職した会社のものを提出してください(退職年月日と会社の代表者印が必要です。)

⑨生活保護受給証明書

⇒福祉事務所で発行する生活保護扶助の証明書(受給対象者の氏名が全て記入されているものが必要です。)

⑩非課税証明書

⇒各市町村の市町村民税課(箱根町の場合、税務課)で発行する「現年度非課税証明書」

⑪労災保険・休業補償のコピー

⇒労働災害補償保険休業補償給付決定書(ハキ)、労災保険年金等払込通知書(ハキ)

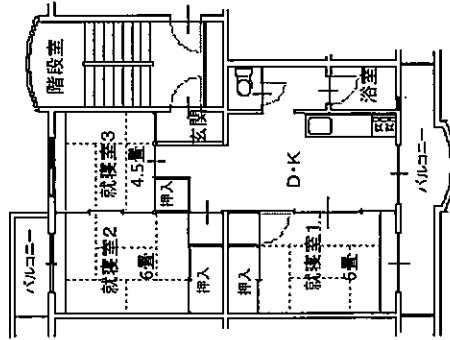
住宅の間取り、家賃等

住宅名 (建設)	棟	所在地	間取り	構造	単身 申込	設備				月収額	家賃原則 階層A	家賃原則 階層B	家賃原則 階層C	家賃原則 階層D	家賃裁量 階層E	家賃裁量 階層F
						P	EV	フロ	物置 その他							
前田 (昭和57)	AB	湯本 162	和6、6、4.5、 台所、浴室	中層耐火 4階建	X			○	○	*1	17,500円	20,200円	23,100円	26,100円	29,800円	34,400円
小涌谷 (昭和55)	A	小涌谷 439	和6、6、4.5、 台所、浴室	中層耐火 3階建	X			○	○	*1	15,800円	18,200円	20,900円	23,500円	26,900円	31,100円
小涌谷 (昭和55)	B	小涌谷 439	和6、6、3 台所、浴室	中層耐火 3階建	○			○	○	*1	14,500円	16,700円	19,100円	21,600円	24,700円	28,500円
宮城野 (昭和52)	AB	宮城野 426	和6、4.5、洋4.5 台所、浴室	中層耐火 4階建	○			○	○	*1	12,200円	14,100円	16,100円	18,200円	20,800円	24,000円
第2上河原 (平成10)		宮城野 890-1	和6 台所、浴室	高層耐火 6階建	○			○	○	*1	12,800円	14,800円	16,900円	19,100円	21,800円	25,200円
第2上河原 (平成10)		宮城野 890-1	和6、洋5.5、食堂 台所、浴室	高層耐火 6階建	X			○	○	*1	26,200円	30,300円	34,600円	39,100円	44,600円	51,500円
仙石原 (昭和52)	AB	仙石原 533	和6、4.5、洋4.5 台所、浴室	中層耐火 4階建	○			○	○	*1	10,900円	12,600円	14,400円	16,300円	18,600円	21,500円
仙石原 (昭和61)	CD	仙石原 533	和6、4.5、洋6 台所、浴室	中層耐火 4階建	X			○	○	*1	17,100円	19,800円	22,600円	25,500円	29,200円	33,600円

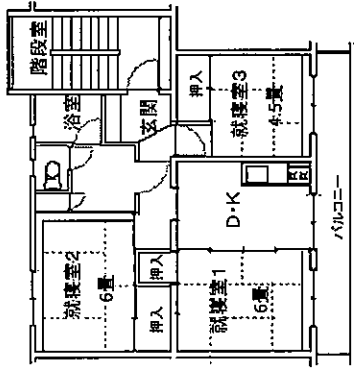
※ 設備/P:駐車場 EV:エレベータ フロ:浴槽・カメラ(空欄は入居者設置) 物置:専用物置 各設備/○:あり 無印:なし

*1 敷地内に遊具があります。

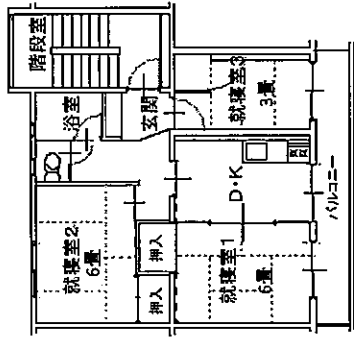
各住宅間取り(※間取りは、左右逆になることがあります)



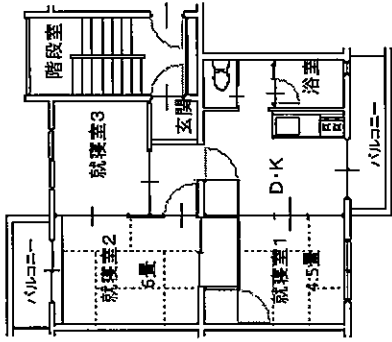
前田町営住宅AB棟(世帯用)



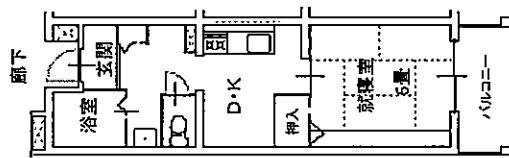
小涌谷町営住宅A棟(世帯用)



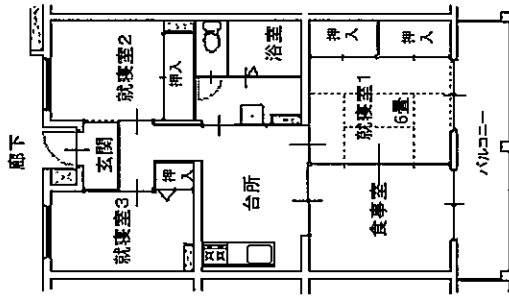
小涌谷町営住宅B棟(单身可)



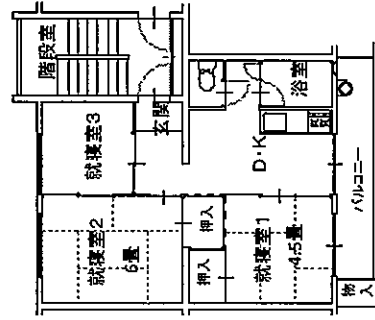
宮城野町営住宅AB棟(单身可)



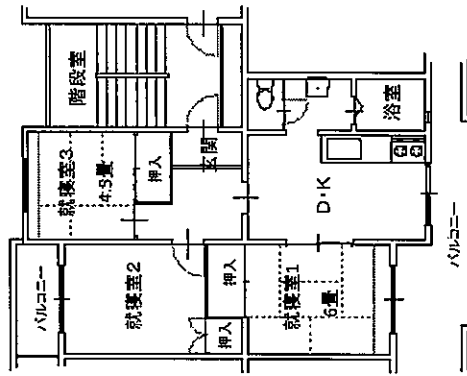
第2上河原町営住宅(単身者用)



第2上河原町営住宅(世帯用)

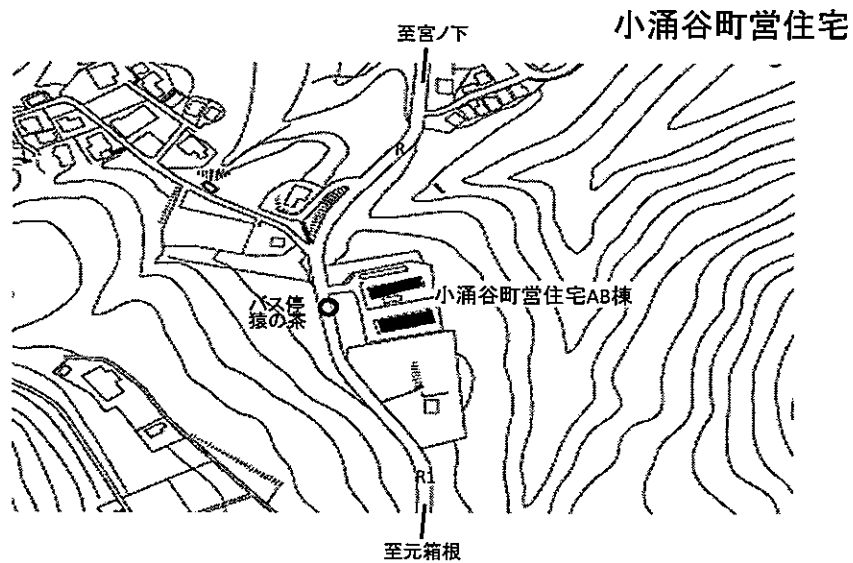
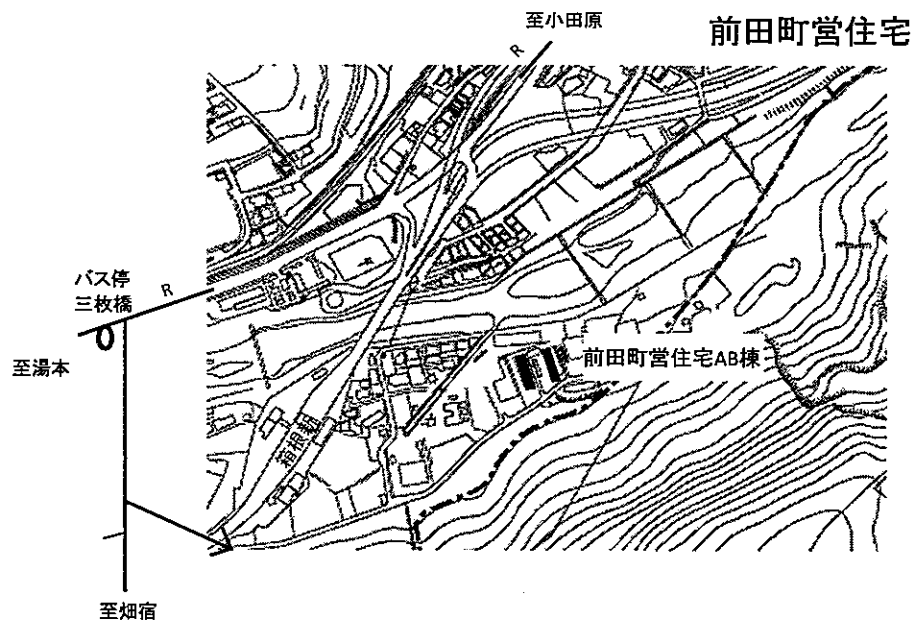


仙石原町営住宅AB棟(单身可)

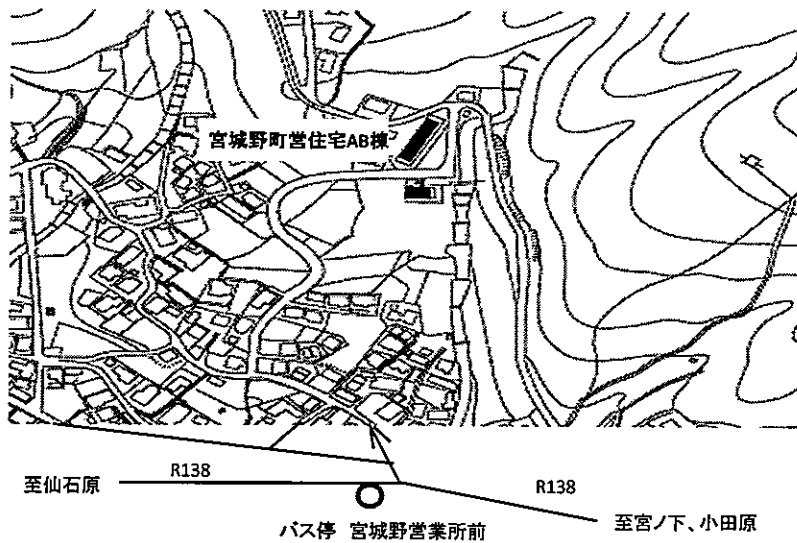


仙石原町営住宅CD棟(世帯用)

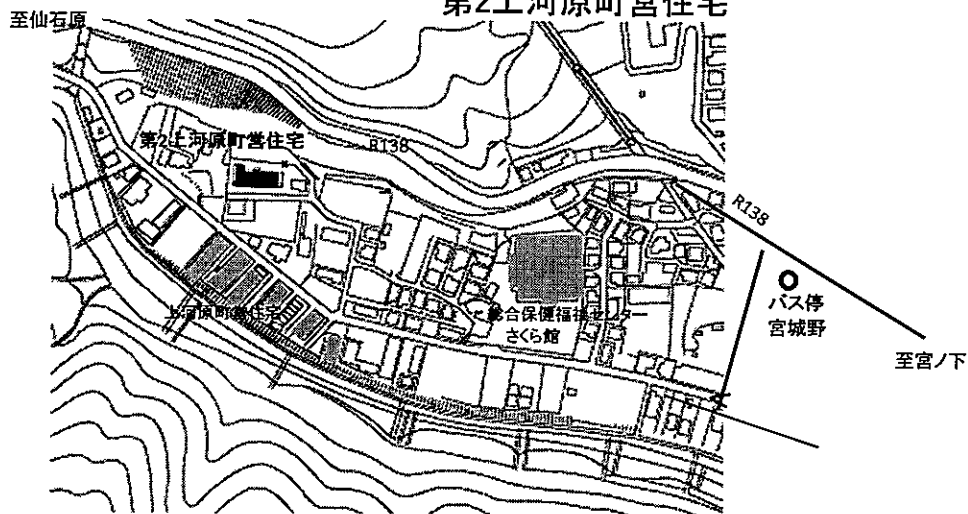
各住宅案内図



宮城野町営住宅



第2上河原町営住宅



仙石原町営住宅



記入例

第3号様式(第4条関係)

町営住宅入居申込書

受付番号

箱根町長 様

町営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。この申込書に偽りの記載があるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

また、入居しようとする者が暴力団員ではないことを誓約するとともに、次のことについて同意します。

- (1) 収入基準の確認や使用料算定のために、所得状況等について調査すること。
- (2) 本町に納めるべき税金等(国民健康保険料、各使用料等を含む)の納付状況について調査すること。
- (3) 入居選考に関して、条例の規定に違反がないか関係機関に情報の提供及び調査を依頼すること。

住所 **箱根町湯本256**

申込者 氏名 **箱根 太郎**

電話番号 **0460-85-0800**



押印(認印可)してください。
(※印鑑登録証明書は不要です。)

申込住宅名	在住・在勤期間	困窮理由	勤務先	所在地氏名	電話番号					
①宮城野	5年4ヶ月	15		箱根町湯本〇〇〇 (株)箱根商会	0460-85-XXXX					
入居しようとする者 (個人番号)	続柄	生年月日	職業	扶養	老人	障害	特別障害	特定	寡婦	り親
箱根 太郎 (個人番号)	本人	S44.1.15	会社員	4	1			1		
箱根 花子 (個人番号)	妻	S46.12.1	なし							
箱根 一郎 (個人番号)	子	H2.4.2	なし							
箱根 雪子 (個人番号)	子	H8.8.16	なし							
備考(身体障害者の障害名、級等を記入してください。)										

申込書⑤ページの該当する番号を記入してください。

別居しているが扶養している親族の氏名

氏名	続柄	生年月日	備考
箱根 武 (個人番号)	父	S10.3.20	障害者・特別障害者に該当する方は、備考欄に記入してください。

月収額計算表

所得者氏名	年収入額	所得金額	控除額	月収額
箱根 太郎 (個人番号)	3,750,000円	2,458,400円	1,870,000円	49,033円

月収額の計算については、4ページからの「～収入基準の計算方法について～」をよく読んで、間違いのないように計算してください。この月収額が、158,000円(裁量階層214,000円)を超えた方は申込できません。

記入例


源泉徴収票等添付欄

・世帯で年間所得のある方すべての源泉徴収票や所得を証明できる書類を添付してください。

・現在の勤務先に前年1月2日以降に就職・転職された方は、就職・転職の翌月から1か年の各月の給与・賞与・その他の手当（税込み）（通勤手当は含みません。）について、別表1に給与支払者の証明をとってください。なお、1年未満の方は、勤務した翌月から現年3月までの証明を受けてください。

・申込者以外に収入のある方で前年1月2日以降就職・転職された方がいた場合は別表1をコピーして勤務先の証明を受けてください。

別表1

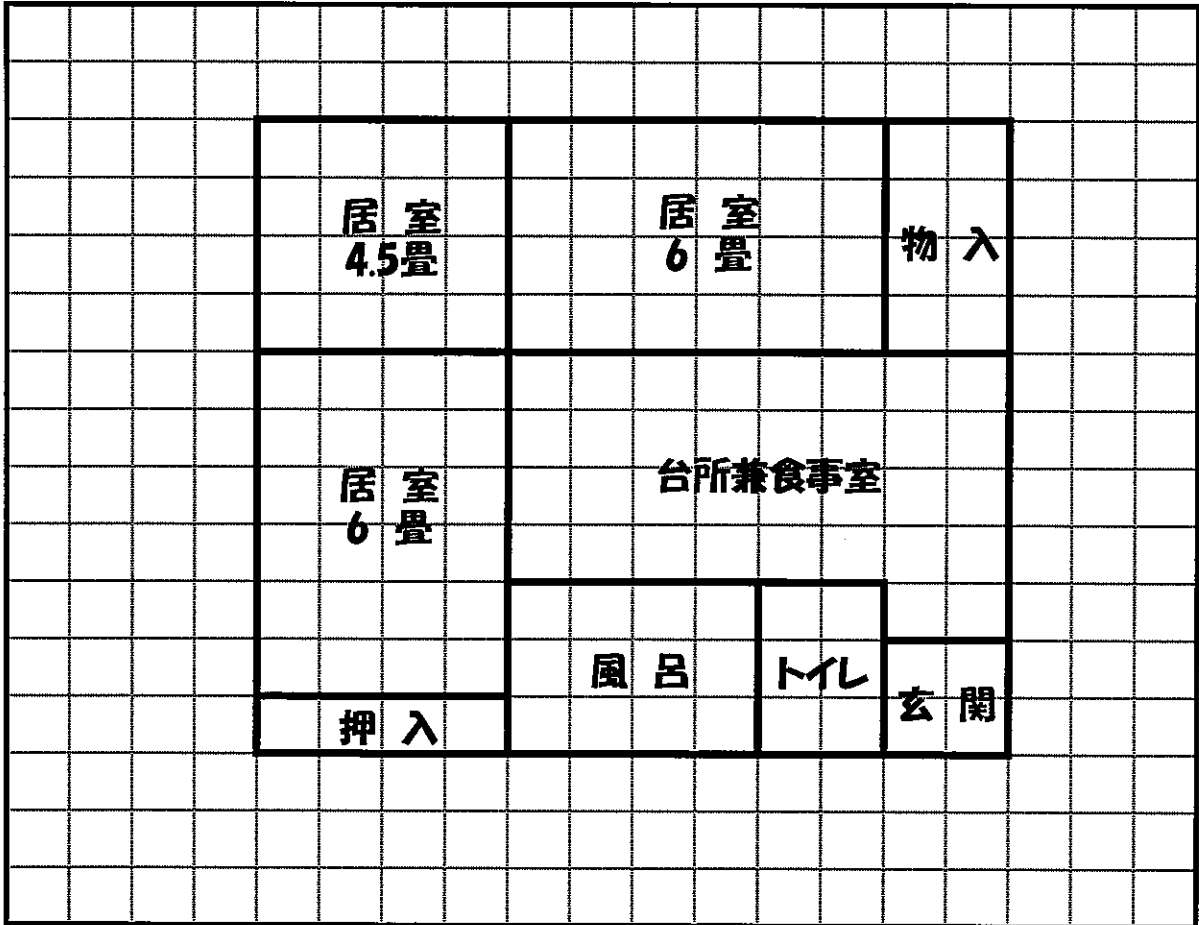
給与所得者用 （令和2年1月2日以後勤務した場合）							
氏名	箱根 太郎		採用年月日	令和2年 3月 1日		職種	営業
賞与	給			与			
令和2年 6月	令和2年4月	5月	6月	7月	8月	9月	
375,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	
賞与	給			与			
令和2年 12月	10月	11月	12月	令和3年1月	2月	3月	
375,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	250,000円	
扶養親族名					給与・賞与の合計		
武(父)、花子(妻)、一郎(子)、雪子(子)					3,750,000 円		
<p>上記のものは当所に所属し、上記のとおり給与（月別支払総額）を支給したことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">令和 3 年 8 月 20 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: right;"> <p>所在地 箱根町湯本〇〇〇</p> <p>名称 (株)箱根商会</p> <p>代表者 △川 □男</p> <p>電話番号 0460-85-XXXX</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>							

記入例

別表 2

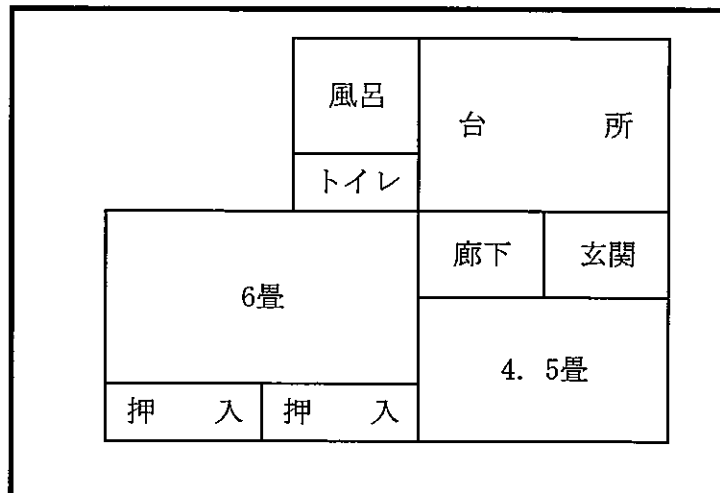
現在居住している住宅の間取り及び居住年数

間 取



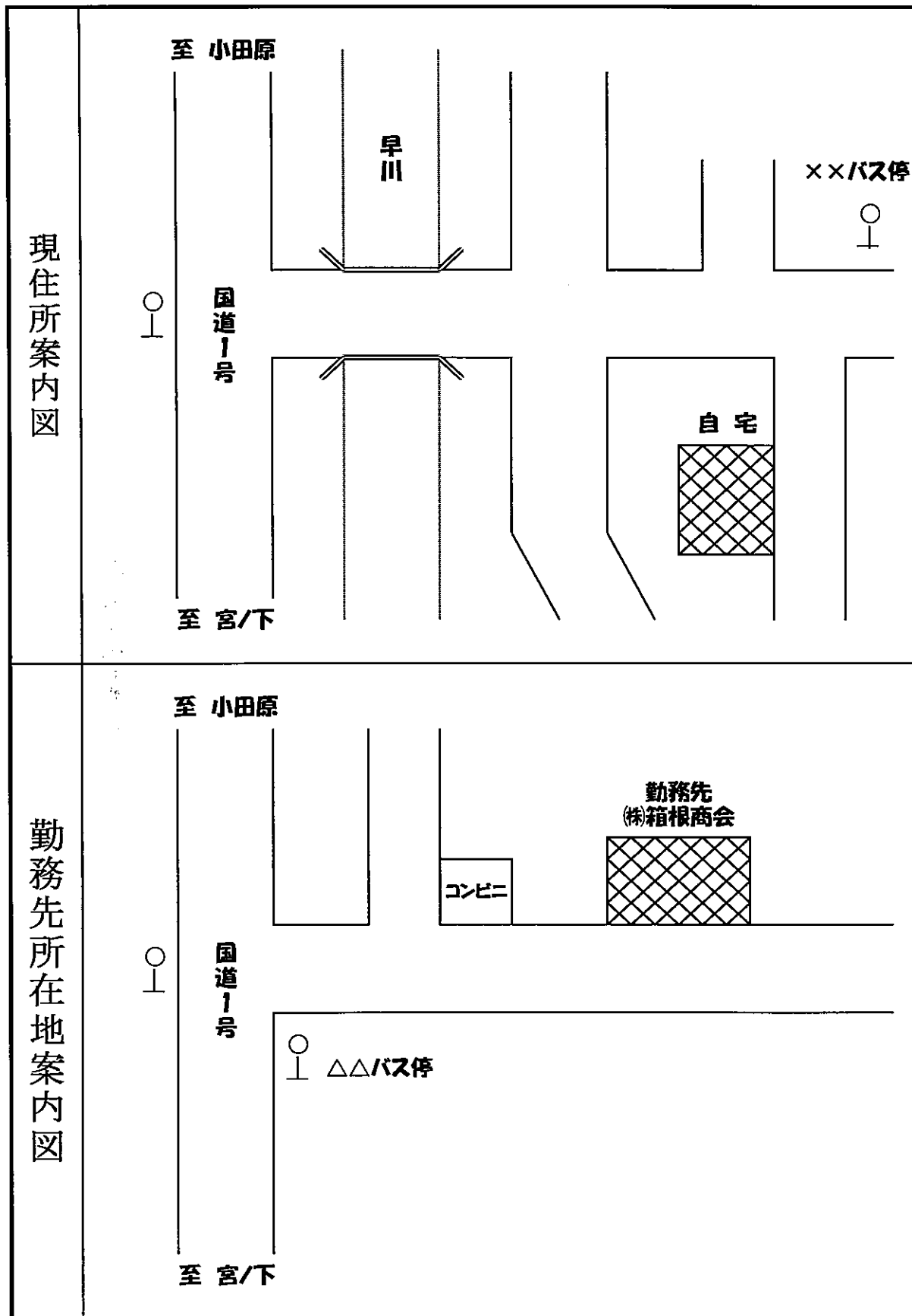
現在の住宅に **5** 年 **4** か月居住

例



記入例

別表 3



記入例

該当するものに○印をつけ、申込書の困窮理由欄に番号・記号を記入してください。

項目	困窮理由	項目	困窮理由
過 密	1 居住している部屋の広さが1人 当たり4畳以下である。(台所、浴室、 トイレ等を除いた居住部分)	立 退 要 求	10 公共事業の執行により立退を要す るが適当な移転先がない。
	畳数 畳 (洋間を含む。)		11 判決。調停条項により、立退が決 定しているもの
使用人数 名	12 立退を求められ極度の紛争に陥っ ている。		
1人平均 畳	13 立退を要求されている。		
不 良 住 宅	2 建築基準法第10条の規定により 指定を受けた建築物に居住	別 居 間 借	14 住宅が無いため親族(婚約者を含 む)と同居できない。
	3 極度の老朽により保安上危険な 建物に居住		
	4 応急仮設住宅等に居住	家 賃	15 家賃が高すぎる。 現在の家賃月額 85,000 円 居住部分 10.5 畳 (台所、浴室、トイレ等を除いた 居住部分)
5 風水害・崖崩れ等危険区域指定 を受けた住宅に居住			
6 不完全な転用住宅に居住	通 勤	16 町外居住者が通勤に要する時間が 片道2時間以上(乗換時間は10分とし て計算します。)	
7 炊事場又は便所が共同の住宅に 居住 <input type="checkbox"/> 炊事場 <input type="checkbox"/> 便所			
8 風呂無し又は共同の住宅に居住 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 共同			
9 風呂又は便所が外にある住宅に 居住 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 便所			
※ 風呂無しの場合、銭湯までの距離 m			
その他特記事項			

記入例

採用証明

現在の勤務先に現年1月2日以降に就職・転職された方で、申込み時までに1か月分の給与を受けていない方は、給与額、採用年月日、扶養人数等を記載した採用証明を受けてください。

* 1か月分の給与予定（税込み）、通勤手当（非課税分）は含みません。

申 込 者 用				家 族 用			
氏名	箱根 太郎	採 用 年月日	令和 3年7月1日	氏名		採 用 年月日	年 月 日
職種	調理	令和 3年7月1日 現在扶養	2 人	職種		令和 年 月 日 現在扶養	人
給与	250,000円	内訳		給与		内訳	
令和 3年 8 月 20 日 上記のとおりであることを証明します。 所在地 箱根町湯本××× 名 称 (株)箱根商会 代表者 △川 □男 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; text-align: center; line-height: 30px; margin-left: 20px;">印</div> 印				令和 年 月 日 上記のとおりであることを証明します。 所在地 名 称 代表者 <div style="float: right; margin-top: 10px;">印</div>			

令和3年7月6日（作成）

令和3年12月1日（改訂）

箱根町 福祉部 福祉課 地域福祉係
町営住宅担当 ☎0460-85-7790